

出産応援事業（ギフトカード配付）について

1 事業目的

コロナ禍において、子どもを産み育てる家庭を応援・後押しするため、育児用品や子育て支援サービス等を提供し、子育てを社会全体で応援しているというメッセージを発信する。

2 対象

令和3年1月1日～令和5年3月31日に出生した子どもを持つ家庭
（出生日に都内に住民登録がある世帯）

〔参考〕品川区出生数：約3,800人（年間）

対象期間出生数：約8,500人

3 内容

- ・対象家庭に、育児用品や子育て支援サービス等の支援を提供するため、子ども1人当たり10万円分のギフトカードを配付（郵送）。
- ・対象家庭は、専用WEBサイト（都委託事業者運営）にアクセスし、利用登録およびアンケートに回答、育児用品や子育て支援サービスを選択・申込み。（約2週間で納品）

〔商品分類〕食料品、日用品、育児用品、家事・育児サービス 等

※別紙「東京都出産応援事業」参照

4 周知方法

- ・令和3年1月1日～3月31日に出生した対象世帯には、4月下旬（予定）に品川保健センターより、ギフトカード等を郵送する。
- ・令和3年4月1日以降に出生した対象世帯には、出生届出の翌月下旬に品川保健センターより、ギフトカード等を郵送する。
- ・区ホームページに事業案内を掲載する。

5 その他

東京都事務委託事業「東京都出産応援事業」（事業期間：令和3～4年度の2年間）

東京都出産応援事業

コロナ禍において子供を産み育てる家庭を応援・後押しするため、
10万円分の育児用品・子育て支援サービス等を提供します！

東京都出産応援事業ポイント交換ギフト

赤ちゃんファースト

詳しくは裏面をご覧ください →

対象家庭

以下のいずれかに該当する方

- ・ 令和3年1月1日から令和3年3月31日までの間に出生し、誕生日及び令和3年4月1日に都内に住民票がある世帯
- ・ 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に出生し、誕生日に都内に住民票がある世帯

ご利用の流れ

① ギフトカードを配付

お住まいの区市町村を通じて、対象世帯へギフトカードを配付します。

※令和3年4月から事業開始のため、お手元にギフトカードが届くまでに時間がかかります。

※令和3年4月以降に出生される方については、出生後おおむね3か月を目安として配付しますが、状況により前後いたします。区市町村によって、配付時期は異なります。

② 専用 WEB サイトへアクセス

ギフトカードに記載されている二次元コードから、専用サイトへアクセスし、初回登録（ログイン）してください。専用サイトを利用するには、ギフトカードに記載の専用 ID とパスワードが必要です。

初回ログイン時に、子育て支援等に係るアンケートに御協力をお願いいたします。

③ 商品の選択・申込み

10万円相当のポイントが付与されます。専用 WEB サイトからご希望の商品を選択し、申込みをしてください。複数回に分けての申込みも可能です。

※発注期限は、初回登録（ログイン）時から6か月

※初回登録は令和5年10月1日までに完了してください。

※WEB サイトへのアクセスが難しい方は、下記コールセンターへご連絡ください。



商品例

食料品 離乳食、ミルク（粉、キューブ、液体） 日用品 おむつ、衣類など

育児用品 抱っこひも、ベビーカー、チャイルドシート

家事・育児サービス等 ベビーシッター、家事代行サービスなど

その他、お掃除ロボットなど家事の負担を軽くする物や、タクシー移動に使えるチケットなどもご用意しています。

お問い合わせ先

東京都出産応援事業コールセンター Tel 0120-922-283 ※令和3年4月1日より稼働

※ギフトカードの配付については、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

事業の詳細はこちら

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/shussan/tokyo_shussanouen.html

